

「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)」に関する国民の意見募集の結果について

番号	該当ページ	該当箇所	意見	意見の理由	意見等に対する考え方
1	1	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言「特記事項」	「独自のアプリケーション」が厳格な不正アクセス対策として有効であることは、どのように担保されるのか。 外部機関での評価を受ける等の技術的裏付けが必要ではないか。	「独自」というだけでセキュリティが高いとは言いきれない。 セキュリティホール等の脆弱性がないことを、十分に評価・検証しておく必要があると考える。	「独自のアプリケーション」は、不正アクセス対策の一つである「通信プロトコル」に係る対策として記載しています。 住基ネットの通信プロトコルはT C P / I Pを基盤としていますが、インターネットで用いられる汎用的なプロトコルの使用は大幅に制限されています。 また、監視用のファイアウォールを設置して、インターネットで用いられるプロトコルの通過を遮断しています。 これにより、ネットワーク側から、住基ネットアプリケーション以外の通信を使用してアクセスすることはできず、また、万一サーバがコンピュータウィルスに感染しても、これを媒介感染しうる通信を行っていないため他のサーバに感染する可能性がないことから、不正アクセス対策として有効であると考えられます。
2	4	I-1-②	引っ越しなどで通知カードが届かない場合のその後の対応は	市町村から、データをもらったあとに引っ越す人も当然いて、届かないといった場合、市町村に問い合わせが殺到するはず、市町村で対応できるのか。 その際、国で設置のコールセンターはどこまで機能するのか疑問	施行日以降に通知カードを未受領のまま引越した場合は、転入先の市町村において、通知カードを再交付するための手続きを行います。
3	4	I-1-②	ここでいう紛失等の一時停止対応コールセンターとは、国で設置する制度全般のコールセンターと別ということよろしいか	コールセンターは集約した方がよく、国民に十分な周知が必要と考える	機構で設置するコールセンターは、市町村からの委任を受け、個人番号カード等に係る問合せの対応に特化した窓口として設置するものであるため、国が設置する、制度全般に係る問合せを受け付けるコールセンターとは別に設置することとしています。 目的と機能の違いが明確になるよう、適切に対応したいと考えております。

番号	該当 ページ	該当箇所	意見	意見の理由	意見等に対する考え方
4	4	I-1-②	個人番号カード紛失時には、機構の方で、個人番号カード利用・公的個人認証サービスを一時停止してもらうため、市町村には何も届出はいらないか。 例えばコンビニ交付の場合、条例方式を採用している従来のものは、機構で一時停止後に、コンビニ交付の停止手続きが市町村で必要で、公的個人認証を利用した新方式の場合は、機構で一時停止するとコンビニ交付も止まるとの理解でよろしいか。	紛失後にどのように迅速に各窓口に行けばいいのか	個人番号カードを紛失した場合の個人番号カードの一時停止及び公的個人認証サービスの一時保留手續については、常時（24時間365日）対応可能なコールセンターで一元的に受け付けることを予定しています。 なお、コールセンターにおける一次対応の後は、個人番号カードについては、一時停止解除（見つかった場合）又は再交付（見つからない場合）のため、公的個人認証サービスについては一時保留した電子証明書の失効及び再発行（いずれの場合にも必要）の手續のため、市町村への申請書の提出が必要となります。 また、コンビニ交付に関しては、個人番号カードを用いた新方式の場合には、紛失時に電子証明書の一時保留手續きが連動して行われるため、市町村への届出は不要ですが、現行の条例方式による場合は、市町村側でのコンビニ交付の停止手續きが必要となるため、市町村への届出が必要となります。 コンビニ交付に限らず、現行の条例方式による独自サービス（印鑑登録証や施設利用証等）を利用している場合にも、市町村への届出が必要となります。
5	5	I-2 システム2	「システム2」は住基全国サーバについて記載しているので、「③他のシステムとの接続」の項目に都道府県サーバや市町村コミュニケーションサーバを記載する必要があると思われます。	記述不足と思われたため。	「システム2」の「③他のシステムとの接続」には、住民基本台帳ネットワークシステム以外との接続状況について記載しています。 都道府県サーバや市町村コミュニケーションサーバは、住基全国サーバ同様、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素であるため、他のシステムには含めていません。
6	5	I-2-システム3 個人番号カード 管理システム	個人番号カードの交付申請をした後に引っ越した場合、新住所情報は機構内のシステムで連携され、引越し先の自治体でカード交付されるようにすべきではないか。	個人番号カード発行に係る国民への負荷は、できる限り軽減すべきと考える。	個人番号カードの交付手續きにおいて、引っ越した場合に新住所を確認する目的で機構保存本人確認情報を使用することはできないため、連携できません。

番号	該当 ページ	該当箇所	意見	意見の理由	意見等に対する考え方
7	6	I-6 -②	「住基法第30条の9の2」を「住民基本台帳法施行令第30条の9の2」に修正	記載間違い、また法令名も正式な記載がよいと思われる。	法令（住民基本台帳法）については、「I-5-法令上の根拠」で「平成25年5月31日法律第28号施行時点」と記載のとおり、番号制度施行後の条文（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第16条、19条、21条施行版）で記載しています。 御指摘いただいた条項は、同法第21条にて新設されました（以下参考）。 「第三十条の九の次に次の一条を加える。 （総務省への住民票コードの提供） 第三十条の九の二 機構は、総務省から番号利用法第二十一条の規定による事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の住民票に記載された住民票コードを提供するものとする。」 また、正式名称についても、同項目（I-5-法令上の根拠）にて「（以下、「住基法」という。）」と読み替える旨記載しています。
8	8	I-別添1	個人番号を変更請求の際、住民票コードはそのまま、住民票コード変更時も、個人番号は変更ないということでしょうか	個人番号は、住民票コードを元に生成されるが、住民票コードを変更するたびに、個人番号が変更となってしまうと、そもそもの複数の機関で同一人という確認ができなくなる	お見込みのとおりです。
9	19	II-5-提供先2-①	「住基法第30条の9の2」を「住民基本台帳法施行令第30条の9の2」に修正	記載間違い、また法令名も正式な記載がよいと思われる。	番号7に同じ。
10	20	II-5-提供先3-①	住基法第30条の32（自己の本人確認情報の開示） 住民基本台帳法第30条の37（自己の本人確認情報の開示）	30条の32は、本人確認情報の保護であり、内容から30条の37の開示が正しいのでは	法令（住民基本台帳法）については、「I-5-法令上の根拠」で「平成25年5月31日法律第28号施行時点」と記載のとおり、番号制度施行後の条文（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第16条、19条、21条施行版）で記載しています。 御指摘いただいた条項は、同法第16条にて「第三十条の三十七を第三十条の三十二とする。」と規定されています。
11	25	委託事項2	コールセンターは個人番号カードのみの対応か。通知カードが届かないのはどこに問い合わせするのか	設置するコールセンターと各コールセンターの事務内容を確認したい	コールセンターでは、通知カード及び個人番号カードに係る発行状況や紛失等の問合せを一元的に受け付けることとしています。 御意見を踏まえ、通知カードに係る問い合わせも受け付ける旨が明示的になるよう、記載を修正します。

番号	該当ページ	該当箇所	意見	意見の理由	意見等に対する考え方
12	25	Ⅱ-4-委託事項2 コールセンター 事務	本年10月、内閣府においても「マイナンバーコールセンター」が開設予定となっている。 国民が混乱しないよう、機能の違いを明確にし、十分な事前周知が必要ではないか。	マイナンバー制度が利便性の高い社会基盤であること を、国民が早い時期に実感し、利用してもらうことが 重要である。 内閣府、総務省等と連携し、スムーズな運用開始を目 指して欲しい。	番号3に同じ。
13	27	(別添2) 特定 個人情報ファイ ル記録項目	(2) 機構保存本人確認情報ファイルに記録される氏 名及び住所は、外字を使用する仕様となっているが、 (3) 個人番号カード用管理ファイルと同様に、代替 文字の項目を設定すべきではないか。	番号制度は、民間利用も前提とされていることから、 弊害となる外字を当該システムのファイルに記録して はならない。また、「世界最先端IT国家創造宣言」の 中に「特に文字の標準化・共通化に関しては、今後整 備する情報システムにおいては、国際標準に適合した 文字情報基盤を活用することを原則とする。」と謳わ れており、宣言に逆行してはならない。	「(3) 個人番号カード用管理ファイル」で使用する 代替文字の項目は、外字を許容しない公的個人認証 サービスとの連携に用いるために使用します。 カードの券面等に係る情報については、住民基本台帳 に記載された全ての文字を扱う標準や規格が存在しな いため、「(2) 機構保存本人確認情報ファイル」同様、 任意の字形を含めた外字を使用できる仕様として います。
14	28	Ⅲ	「システム上で担保する」との内容に対し、「十分で ある」は妥当か	システムは委託業者が構築し、その中身がはっきりし ない状態で発注者たる機関が対策として「十分であ る」と答えられのか疑問である。 構築業者が、評価されるならば良いが、発注者が、確 実にシステム上で発注者の意図通りに連携等が図られ ているか不透明なうえ、間接的に評価される以上は、 「十分である」と言えないのではないか 特に、当該事務は全国の住民票コード及び個人番号を 管理する中枢機能でもあるため、構築業者に対しても 責任分界点がはっきりさせる対策を明確にしてほし い。	今回開発する個人番号生成システム等は、当機構が開 発するものであり、委託の有無に関わらず、当機構が 評価書の記載について責任を負うものです。
15	28	Ⅲ-2 リスク1	「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内 容」の本文中、「システムで担保する」との記載があ る。このような記載が多数散見されますが、担保する 措置の具体的内容を記述するべきかと思います。	記述不足と思われたため。	当該記載は、入手元である住基全国サーバ側での対策 の例示となるため、概要にとどめています。 その他の項目において、具体的に記載することを求め られている項目については、担保する措置の具体的な 内容をできる限り記載しています。
16	28	Ⅲ-2 リスク1	「必要な情報以外を入手することを防止するための措 置の内容」の本文中、「個人番号生成システムにおい て住基全国サーバから入手する情報は、システム上、 個人番号とすべき番号の生成元となる住民票コード及 び個人番号に限定する」とありますが、この記載は措 置の内容となっておりません。 「限定する」という目標のためにどのような管理策を 講じているかを記述するべきかと思います。	記述不足と思われたため。	システムのインターフェース仕様として、受け付ける 情報を「住民票コード」及び「個人番号」に限定する 管理策を講じています。
17	29	Ⅲ-3-リスク3	「十分である」は妥当か	年1回の研修会等では「十分である」とはリスク的に妥 当とは言えず 「特に力をいれている」位な意識が欲しい。	当該リスク（従業者が事務外で使用するリスク）対策 の一例を記載していましたが、御意見を踏まえ、対策 を追記します。
18	31	Ⅲ-5 リスク1	「その他の措置の内容」欄に「サーバ室等への入室制 限及び個人番号管理ファイルを扱うシステムへのアク セス権限を有する者を厳格に管理」とありますが、記 述が抽象的である印象です。どのように厳格に管理す るのか記述して頂きたいです。	記述不足と思われたため。	御意見を踏まえ、具体的な管理方法を追記します。

番号	該当 ページ	該当箇所	意見	意見の理由	意見等に対する考え方
19	34	Ⅲ 特定個人情報 ファイルの取扱い プロセスにおける リスク対策	リスク対策の実施レベルとして、「1) 特に力を入れている」、ないし「2) 十分である」が指定されているが選択の基準が不明瞭である。	業務上のリスクに対して必要性が高いという事由から「1) 特に力を入れている」との記載となっているのか、対策の厳格性やシステム化といった対策レベルを指定しているのかが分かりづらいことから、継続的な評価を行う際に判断が異なる可能性がある。	「特定個人情報保護評価指針の解説」（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）「別添4：特定個人情報保護評価書（全項目評価書）〔記載要領〕」によれば、「十分な対策を行っている」と評価する場合には「十分である」を選択し、十分に行っているとは評価できず、まだ課題が残されていると評価する場合には「課題が残されている」を選択してください。評価実施機関としてこのリスクへの対策に特に積極的に取り組んでいる場合は、「特に力を入れている」を選択することとされています。 評価書の作成にあたっては、上記を参考に選択しました。
20	36	Ⅲ-3 - リスク2 アクセス権限の 管理 具体的な管理方法	アクセス権限の確認期間についての記載があるが、期間の妥当性および確認手法についてわかりにくい。	アクセス権限の確認を行う期間を特権IDは毎月、一般利用者を半期毎と指定している根拠、または基準等が存在するのであれば、他項目の法令条項番号引用等に倣い記載する方が良い。手法については目視、システム等の別でも良いが、なりすましや退職者IDの誤用等の脅威を考慮すると、前記の「アクセス権限の発効・失効の管理」と合わせて強固かつ自動化されたセキュリティ対策が求められると考える。 なお、上記につき対策済でもセキュリティ上の事由から公開していない場合には、その旨が判別できる記述があると良い。	御意見を踏まえ、具体的な管理方法を追記します。
21	36	Ⅲ-3 - リスク2 特定個人情報の 使用の記録 具体的な管理方法	ログの取得項目や管理、および監査方法が不明瞭である。	具体的な方法について、法令を遵守している利用であることの確認との記載があるが、取得する項目（日付、ユーザ名、ソース元、接続先、アクセスファイルetc.）や保管期間等に関して遵守している法令があれば記載する方が良い。 また、記録は外部機関による監査の実施との記述があるが、不正アクセスのリスクが高いシステムである場合は内部担当者による監視やログレビュー等のインシデントをいち早く発見する取組みが求められると考える。 なお、上記につき対策済でもセキュリティ上の事由から公開していない場合には、その旨が判別できる記述があると良い。	御意見を踏まえ、具体的な方法について追記します。
22	36	不正に複製される リスク	すべてのログを保存し、四半期ごとにチェックすべきである。	ファイルを複製しないよう職員等に対し徹底するだけでは複製される恐れがある。	当該リスク（特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク）対策の一例を記載していましたが、御意見を踏まえ、対策を追記します。
23	39	Ⅲ-6	「住基法第30条の9の2」を「住民基本台帳法施行令第30条の9の2」に修正	記載間違い、また法令名も正式な記載がよいと思われる。	番号7に同じ。

番号	該当 ページ	該当箇所	意見	意見の理由	意見等に対する考え方
24	41	消去手順	保管期間の過ぎた特定個人情報の具体的な例示すべきだ。	P14には、特定個人情報の保管期間が定められていないとあるにもかかわらず、P41では、自動判別して消去とあるが、何を判別するのか。	Ⅱ（２）機構保存本人確認情報ファイル-6-②保管期間に記載のとおりです。 なお、１４ページは「（１）個人番号管理ファイル」について、４１ページは「（２）機構保存本人確認情報ファイル」についてそれぞれ記載しています。
25	42	Ⅲ－２	個人番号カードの申請書には、あらかじめ機構で記載とあるが、そのあと、引っ越した者については、申請書を訂正し新住所を書けば新しい住所で個人番号カードがつくられるのか。	カードにどの住所が記載され、どこの市町村で受け取ることになるのか。	引っ越し先の市町村窓口で新たな交付申請書を入手いただくことを予定しています。
26	42	入手の際の本人確認の措置	不正確であるリスクが検討されていない。	間違って家族の申請書を同封する可能性がある。	個人番号カードの交付申請手続の中で対面の本人確認を実施することとしています。
27	46	Ⅲ－４	「通知カード及び交付申請書を受領する際の本人確認を実施する」とあるが、具体的にどのように、誤交付なく本人に受け取ってもるのか	本人が不在の場合はどのように処理するのか	通知カード及び交付申請書の具体的な送付方法については、現在検討中です。
28	49	死者の個人番号	P49では、保管しないとあるが、P40では死者の個人番号を保管するとある。矛盾している。	P40とP49では、死者の個人番号について、矛盾している。この程度の矛盾が通るようでは、個人番号をなんでも使えてします。	４０ページの「（２）機構保存本人確認情報」については、住基法施行令により保管期間が定められていることから、死者の本人確認情報（個人番号を含む）についても、法令で定められる期間保管することとしています。 一方で、４９ページの「（３）個人番号カード用管理ファイル」については、評価書作成時点で保管期間に係る法令の根拠はありませんが、死者の個人番号についても一定の期間保管することもあり得るため、評価書の記載を修正しました。
29	50	Ⅳ-2 従業者に対する教育・啓蒙	従業者への教育を「十分に行っている」とあるが、「具体的な方法」にある教育内容では十分と言えないのではないか。	「配属時及び規程改正時の集合研修」では、人によっては数年間教育を受けないケースも考えられる。少なくとも年1回以上の教育実施が望ましいと考える。	「Ⅳ その他のリスク対策」では、「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」にて記載した以外のリスク対策について記載します。 「Ⅲ-3-リスク３：従業者が事務外で使用するリスク」における措置の内容として記載の通り、少なくとも年１回以上の教育を実施することとしています。